

議案第43号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について、 みわ陽子議員の討論

今回の条例改正案は高齢者支援分の賦課限度額を22万円から24万円に引き上げ、合計の賦課限度額を104万円から106万円に引き上げることで高額所得世帯の負担を増やし中間層への負担緩和をはかるための改正ということでした。

今回の改正には、低所得世帯に対する均等割・平等割軽減基準の緩和、拡大が含まれており、新たに2割軽減となる世帯が43世帯、2割軽減から5割軽減へ移行する世帯が36世帯合わせて79世帯あり、その世帯にとっては良い改正です。

しかし、賦課限度額が3万円、2万円、2万円と過去3年連続で値上げとなり、4人家族のモデルケースで730万円程度の所得で106万円の国保税はあまりにも高すぎるのではないだろうか。

協会けんぽなど他の保険では事業主が半分負担するので、55万円ほどの保険料になり、あまりにも差が大きすぎます。

もともと国保は自営業者や非正規雇用の方やフリーランスの方など所得の低い人が多い上、厚生省のデータによれば年齢構成も健康保険組合などの平均35歳に比べ、国保では53歳と高くなっており、平均の一人当たりの医療費は他の保険の2倍程度になっています。

さらに他の保険にはない子どもにも1人いくらかかかる均等割があり、子どものいる世帯の負担が特に大きくなり、高すぎる国保税を払えない世帯が増えています。

高齢者が増え、また医療の高度化が進み、医療費の負担が増えるのは仕方がないとはいえ、これら国保税の仕組みは所得に比べて負担が重すぎて他の医療保険との差がありすぎます。

江南市においても全体の53.5%もの世帯が法定減免を受けることになるのはやはり、この国民健康保険税の仕組みそのものに問題があることのあらわれであると思います。

国の指示による条例改正かと思いますが、国保税を払う市民の立場にたって賦課限度額の度重なる値上げはすべきではないと考えます。よって江南市国民健康保険税条例の一部改正に反対します。